

## 区政への区民参加について&lt;計画・実施・評価の段階別&gt;

## 計画段階における区民参加手法

手 法		一般的な概要	墨田区における事例(概要など)
1	アンケート	無作為抽出により住民の意向などを調査する。住民は与えられた設問に回答することになるが、自由回答欄に意見を述べることもできる。	<b>住民意識調査</b> 区政の各分野における区民の意向・要望等を把握し、今後の施策形成の参考とするため、隔年で実施している。また、行政評価の導入(施策指標の現状値調査)にあたっては、区民アンケートを実施している。
2	ヒアリング	特定の住民、住民グループに対して聴き取り調査を行うもの。趣旨説明をおこなったうえで回答してもらうので、アンケートでは把握困難な意見やアイデアを聴取しやすい。	(例) 住宅マスタープラン改定基礎調査に伴う各団体へのヒアリング(平成17年度) 住宅マスタープランの改定にあたり、町会、不動産事業者などに対して住宅施策に関わる問題点・課題等についてヒアリングを行った。
3	市政(区政)モニター	行政からの募集に応じて希望した住民がモニターとして登録する。一定期間学習や調査活動を行い、その検討成果を行政に報告する。	<b>区政声の協力員</b> 一年間継続的に区の施策へ意見・提案を述べてもらうため、区政声の協力員を公募し、重要課題に関する意見を求めている。(年6回程度連絡会議開催)
4	意見・アイデア等の募集	基本的には、手紙、はがき、FAX、Eメールなどで随時受け付けている。特定のテーマについては、広報紙やホームページ等を通して意見やアイデアを募集する。	<b>区長への手紙</b> 区政に対する区民の意見・提案などを広く求めるため、主な区施設に常備し、寄せられた手紙には即時対応するとともに、施策形成に反映させることとしている。また、Eメールなどでも、随時、意見・提案を受け付けている。
5	公聴会・住民説明会	公聴会は法律上開催を義務付けられた公式的な意見聴取の場であるのに対し、住民説明会は行政が市民に対し事業決定前に計画案として提示し、住民の意見を聴取する場である。	(例) 押上・業平橋地区まちづくりランドビジョン中間報告住民説明会(平成18年度) 新タワーが決定した押上・業平橋地区と周辺地域の将来ビジョンの中間報告について、区施設において説明会を開催した。
6	シンポジウム・フォーラム	公開の場で討論や意見交換を行う多数参加型のイベント。住民が運営にかかわる実行委員会方式もある。	(例) 基本構想シンポジウム(平成16、17年度) 基本構想の策定過程並びに策定後にあって、シンポジウムを開催し、基本構想に関し、区民ワークショップからの提言発表・パネルディスカッションなどを実施した。
7	地域別懇談会	首長や関係課長などが地域に出向き、住民と意見交換する。行政からの情報提供との場として用いられることもある。	<b>コミュニティ懇談会</b> 町会・自治会長会議とは別に、町会・自治会の役員等に対し、区政情報の提供と地域の抱える課題について懇談するために、年2回程度開催している。
8	パブリック・コメント	計画等の策定過程や規制関連の条例制定過程等で、行政案を公表し、広く住民から意見を募集する。寄せられた意見に対し行政の考え方を公表し、案の修正を含めた検討を行う。	<b>パブリック・コメント手続に係る基準</b> (参考資料3)に基づき、区の基本的な政策等の策定に当たり、パブリック・コメントを実施しているが、意見提案は総じて少ない。
9	ワークショップ	目標や課題を設定し、学習しながら取り組む参加体験型プログラム。	(例) 基本構想ワークショップ等(平成16～18年度) 基本構想の策定に伴い、多くの区民参加を得る趣旨から、ワークショップを設置し、区の将来について提言づくりを行った。また、基本計画の策定にあってもワークショップを実施するとともに、現在、改定作業を進めている都市計画マスタープランにあっても、ワークショップの設置を予定している。なお、区のお知らせなどにより、広く区民の参加を呼びかけているが、希望者は少ない。
10	審議会	行政から諮問された事項について学識経験者や利害関係者などが協議し、意見を答申する合議制の諮問機関。委員の一部を公募で住民から募る場合もある。	公募委員が委嘱されている審議会等の割合は、23.4%(平成17年度)。また <b>審議会等の会議の公開に関する基準</b> (参考資料2)を作成し、会議を原則として公開しているが、傍聴希望者は総じて少ない。

手 法		一般的な概要	墨田区における事例(概要など)
11	市民会議	地域的公共課題の解決に向けて行政と協力・連携して住民が主体的・継続的に活動を行う中間的な組織または場の総称。「～協議会」など。	
12	政策・事業等の提案	一般市民、NPO、各種団体等から具体的な事業提案を募集する。単なるアイデアにとどまらず、事業の目的、期待される成果、概算の見積額、公益性、実現可能性についての提案を求める場合が多い。	

手法一覧、その一般的概要は、佐藤徹(高崎経済大学地域政策学部地域政策学科助教授)(2005)「市民参加の基礎概念」を一部要約のうえ引用。

## 事業実施段階における区民参加(=協働)手法

手 法		一般的な概要	墨田区における事例(概要など)
1	事業協力	行政または各主体のいずれかが事業主体となり、互いに目標や役割分担などを取り決め、協定書などの文書を交わして事業を協力して行う形態。	防災に関する協力協定(トラック協会との災害時における応急輸送貨物自動車の協力協定・各企業との貯水提供に関する協定等)、外国語の翻訳・通訳ボランティアなど
2	アドプト	事業協力のうち、公園や河川などを地域に密着した団体が「里親」のように管理する形態。行政が事業実施要綱を作成するか、必要に応じて協定書を作成する。	公園愛護協定(53箇所の公園・児童遊園において愛護委員会結成)、本所にある企業による両国駅周辺道路「花いっぱい運動」など
3	実行委員会・協議会	行政を含めた様々な主体が新たな組織をつくり、そこが主催者となって事業を行う形態。行政を構成員に含めない実行委員会と行政が、協働して事業に取り組む場合は、共催に分類する。	すみだまつり・隅田川花火大会等イベント開催に伴う実行委員会、子どもを守るためのネットワーク協議会、介護保険事業運営協議会、交通安全対策協議会、各小・中学校における学校運営協議会など
4	共催	行政と他主体が共に主催者となって事業を行う形態。	文化祭、体育祭、雨水東京国際会議、墨堤さくらまつり、水辺のオープンカフェ、ガラス市、NPOフェスティバルなど
5	補助・助成	各主体が実施する公共的な事業について、行政と課題や目的を共有したうえで、行政が金銭等を団体に交付・提供する形態。	3M(小さな博物館・工房ショップ・マイスター)運動など
6	後援・各種支援	各主体の実施する公共的な事業や取り組みについて、行政と課題や目的を共有したうえで、行政名義使用承認、場合によっては施設使用料の減額などの優遇措置をとる形態。	元禄市・吉良祭、隅田川七福神めぐり、早慶レガッタ、わんぱく相撲大会、区役所アトリウムにおけるコンサートなど
7	委託	ここでの委託は、通常の業務委託契約よりも協働の意図を強く持ったもので、協働相手の発想や特性を活かした形で業務を依頼する形態。具体的には、事業の企画・提案を公募する方法などが考えられる。	
8	公有財産の提供	協働相手の実施する公共的な事業・取り組みに対し、区と課題や目的を共有したうえで、区が所有する公有財産である施設、物品等の貸し出しを認めるものをいう。具体的には、学校の空き教室や区の遊休地の一時使用など。	墨田サンサンプラザ(知的障害者授産施設)、ことぶき作業所など

## 評価段階における区民参加手法

手法		一般的な概要	墨田区における事例(概要など)
1	行政評価	<p>施策や事務事業の目標や成果を数値など住民にわかりやすい形で示し、達成状況を行政や外部評価機関が評価・検証し、評価結果を住民に公表するとともに、予算執行や計画策定、事務事業の見直し等に反映させていく制度で、多くの自治体において、昨今、その導入などが進められている。</p>	<p>現在、策定中の基本計画に施策評価を導入することとし、事務事業評価と併せ、墨田区における行政評価システムを構築していくこととしています。なお、墨田区における行政評価制度については、参考資料4のとおり</p>
2	第三者評価／外部評価	<p>評価段階における住民参加は、これまでそれほど進められていなかった領域であるが、行政評価のほか、福祉サービス第三者評価・学校における外部評価なども、各自治体において取り組みが進められている。</p>	<p>区施設を始めとした福祉サービス第三者評価、各小・中学校における外部評価</p>